

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	13-1
許認可等の種類	食鳥処理の事業の許可				
根拠法令条例等・条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第3条				
許認可等の概要	食鳥処理の事業の許可				
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p><b>【参考】</b></p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (食鳥処理の事業の許可)</p> <p>第3条 食鳥処理の事業を営もうとする者は、食鳥処理場ごとに、当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第4条 前条の許可を受けようとする者は、その食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>二 食鳥処理場の名称及び所在地</li> <li>三 処理する食鳥の種類</li> <li>四 食鳥処理場の構造及び設備の概要</li> </ul> <p>2 前項の申請書には、食鳥処理場の図面その他の厚生労働省令で定める事項を記載した図書を添附しなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 都道府県知事は、第3条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</li> <li>二 第8条又は第9条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者</li> <li>三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> <li>四 法人であって、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの</li> </ul> <p>2 都道府県知事は、第3条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。</p>				

	<p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条 (法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第2条 法第5条第1項第3号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者とする。</p> <p>○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第2条の2 (構造設備基準)</p> <p>第2条の2 法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場(法第3条の許可と同時に法第16条第1項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。)の構造又は設備に係る法第5条第2項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとする。</p>
基準の制定根拠	—
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	10日
期間の制定根拠	—